

2012年2月市議会 請願

- [請願第1号](#) 大津市の子どもたちの安全と健康と未来を守るための放射能対策実施に関することについて
- [請願第2号](#) 福井県の定期検査中等の原子力発電所の再稼動を許可しないことを求めることについて
- [請願第3号](#) 豊島の汚染土壌の山崎砂利商店搬入中止を求めることについて
- [請願第4号](#) 「豊島汚染土壌」の伊香立学区内への搬入に関することについて
- [請願第5号](#) 大津地域の市民の生命と財産を守る一級河川淀川水系及び一般国道1号、161号の防災事業を含む整備事業の推進について
- [請願第6号](#) 米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択について
- [請願第7号](#) 「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提出を求めることについて
- [請願第8号](#) 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求めることについて
- [請願第9号](#) 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求めることについて
- ※請願第10号は取り下げ

大津市のこどもたちの安全と健康と未来を守るための放射能対策実施に関することについて

【紹介議員：共産党、清正会、みんな】

福島第1原子力発電所事故による放射能汚染の影響は福島県内にとどまるものでなく、大津市もその例外ではありません。多くの市民が目に見えぬ放射能の影響に不安を抱き日々の生活を送っています。

特に内部被ばくをもたらす可能性の高い食の汚染の問題は、牛肉汚染問題でも明らかなように、農畜産物の種類や収穫期によりじわじわと形を変え、流通網を通じて全国に拡大しているのが現状です。パンやうどんの材料となる小麦にも暫定規制値越えの汚染が発覚し、主食である米も暫定基準値をこえる汚染が明らかになりました。海洋汚染については未だ全容すら掴めていない現状を踏まえれば、内部被ばくを防ぐための給食食材対策が早急に必要です。こどもは給食を選べません。給食の安全を保障するのは大人たちの責任であり義務です。

放射能に対して最も脆弱なこどもたちの安全と健康と未来を守るために、大津市として市民の安全と安心の確保の観点から以下の放射能対策を実施するようお願いいたします。

請願項目

大津市として放射能測定機を購入し、市内の学校、園での給食に使用される食材の放射性物質検査を実施して結果を公表すること。

請願者：市民6名

福井県の定期検査中等の原子力発電所の再稼働を許可しないことを求めることについて

【紹介議員：共産党】

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の連続爆発、炉心溶融（メルトダウン）事故は、発電所周辺地域のみならず、日本全国、世界に大量の放射能（放射性物質）を放出、拡散させ、海も、大気も、大地も、甚大で深刻な放射能汚染を引き起こしました。将来、がんを引き起こす危険性の増大など子どもたちをはじめ多くの人々、生物の命が脅かされています。

この事故からすでに1年近く経っているにもかかわらず、未だ高濃度放射能汚染によって現場に人間が近づくことができず、事故の実態、事故原因の解明ができないばかりか、放射能流出を止めることすらできない状況が続いています。

多くの人々が住み慣れた家、職場を追われ、故郷に帰れる見通しもなく、苦痛な避難生活を送っています。また、多大な費用負担など多くの犠牲を払って「自主避難」をせざるを得ない人々も多くいます。さらに、汚染された食品などを通じて、被曝者を全国いたるところに拡大していることははっきりと見過ごすことはできません。

今回の原子力発電所の事故で明らかなのは、原子力災害は、取り返しのつかないほど深刻で、広範囲に被害をもたらすということです。

大津市は、福井県の14基の原子力発電所が位置するところからわずか30数キロ地点であります。この原子力発電所は多くの活断層が存在する地域に立地しており、いつ地震が起きてもおかしくない大変危険な地域です。この福井で原発震災が生じた場合、滋賀県や大津市は福島同様の直下の被災地となります。すでに大津市は「原発立地自治体」と言うべきで、当事者として、市民の生活と命、健康と人権を守っていく必要があります。たとえEPZの見直しがなされても、大津市はプルームをまともに受ける風下に位置しており、原発が福井で稼働する限り、34キロから80キロの大津市民は、避難の権利を叫ばねばならない福島の人々と同じ未来が現実となってしまいます。枝野経済産業大臣は、「原発の稼働がゼロになっても、電力使用制限令などで産業界に大きな影響を与えることなくこの夏を乗り切れる」と、原子力発電以外の既存の発電所の能力で、十分に電力が足りていると明言しているに等しい発言をしています。にもかかわらず、急いで再稼働をしようとしている国や電力会社の動きは、あまりにも放射能に苦しむ人々に対して誠意も配慮も反省もないものであり、最終処分地も決まっていない、廃炉になったとしても今後何万年も後世に負の遺産を押し付けることになる恐ろしい放射性物質を扱う事業を継続しようとするのを、甚大な被害を受ける可能性のある同じ大津市民として、再稼働を断じて許さないでいただきたいのです。EPZを見直したUPZによっても、守られる保障のない大津市民を守るために、福島第一原子力発電所大事故をめぐる現在の状況に鑑み、住民の安全、安心確保の観点から、当面、国、県及び関係機関に対して下記の事項について大津市議会として意見書を提出することなどについて請願します。

記

1. 大津市議会で、福島第一原子力発電所事故の実相、事故原因の究明がなされていない中であっては、福井での「定期検査中」等で稼働していない原子力発電所の再稼働を許可しないことを求める意見書を提出すること。
2. 福島第一原子力発電所事故の実相、事故原因の究明がなされていない中であっては、福井での「定

期検査中」等で稼働していない原子力発電所の再稼働に反対することを、大津市議会として表明し、内閣総理大臣、滋賀県知事及び福井県内の立地自治体に働きかけること。

請願者：市民6名

豊島の汚染土壌の山崎砂利商店搬入中止を求めることについて

【紹介議員：共産党】

国内最大規模の産廃不法投棄された香川県豊島の汚染土壌7万トン、大津市伊香立の山崎砂利商店に搬入する計画が進められています。

産廃特措法期限が2012年度中で、全量処理困難との理由で、安くて早く処理出来る水洗浄に切りかえ、香川県内に土対法の許可を受けた水処理施設がないとして、県外の業者に一般競争入札で、予定価格1トン当たり、12,000円を約半分の6,405円で山崎砂利商店が落札したとの事です。

2月16日には産廃特措法の期間延長が閣議決定され、今国会に出される事になります。こうした状況の中、和邇川の上流に位置する山崎砂利での処理は中止すべきです。

和邇川は農業用水、漁業にも影響を与え、最終的には近畿一円の1400万人の飲料水である琵琶湖に注ぎます。

過去にも何回も濁水を流して注意されています。

1. 汚染の拡散防止のためにも廃棄物処理は都道府県内であるのが原則です。
2. 水洗浄処理は大量の重金属を含む濁水、汚泥が発生し流出すれば和邇川に注ぎます。
3. 大津市は住民の健康と環境を、食の安全、水の安全を守る義務と責任があります。

以上の事から豊島からの汚染土壌の山崎砂利商店への搬入中止を香川県に求める事を請願致します。

請願者：びわ湖の水を守る会

「豊島汚染土壌」の伊香立学区内への搬入に関することについて

【紹介議員：大志】

かつて大量の産業廃棄物が不法投棄された瀬戸内海にある香川県豊島（てしま）で、産業廃棄物直下にあった汚染土壌が、はるか離れた「香の里」大津市伊香立に、今運び込まれようとしています。

私たちは、郷土を愛し、琵琶湖の美しさを守る住民として、豊島汚染土壌の伊香立への搬入に断固反対します。

汚染土壌処理施設は和邇川につながり、琵琶湖へとつながります。琵琶湖は近畿 1,400 万人の飲料水であり、滋賀県民、大津市民にとっては農業、漁業の営み、そして生きるための水がめでもあります。また和邇川は、流域住民の日常生活用水路につながり、あるいは農業用水路につながり、古くから住民の英知をよせ合い活用されてきました。

私たちは将来にわたり住民のいのちと生活を守るために、子供たちの安全・安心な未来のために、豊島汚染土壌の伊香立への搬入に断固反対します。

私たちは香川県に対し、汚染土壌の伊香立途中町地先への搬入の中止を求めています。大津市においてもこの趣旨をご理解いただき、香川県に対して搬入中止のはたらきをかけていただくことを求める請願をいたします。

請願者：大津市伊香立学区自治連合会

大津地域の市民の生命と財産を守る一級河川淀川水系及び一般国道1号、161号の防災事業を含む整備事業の推進について

【紹介議員：共産党】

全国には、一級河川（約 87,560km）、二級河川（約 36,010km）、準用河川（約 20,030km）があり、一級河川（109 水系）を「国土安全上又は国民経済上特に重要な水系」として国土交通大臣が直接管理することになっています。さらに、一級河川のうち重要な河川約 10,530km（全体の 7.3%）を国が、その他の河川は都道府県や自治体が、役割を分担して管理しています。

日本は、「災害列島」と呼ばれているように、毎年、台風や地球温暖化が原因といわれるゲリラ豪雨が発生しています。日本の国土には、国土面積の約 1 割にすぎない河川の洪水氾濫区域内に、約 5 割の人口と約 3/4 の資産が集中しており、ひとたび、洪水が発生すれば深刻な被害が生じます。

また、全国には、高速道路や国道・都道府県道・市町村道など、約 120 万 km の道路があります。そのうち、高速道路が約 7,500km（0.6%）、一般国道のうち国が直接管理している区間が約 22,800km（1.9%）、都道府県・政令市が管理している区間が約 31,900km（2.6%）、都道府県道が約 129,400km（10.7%）、市町村道が約 1,012,100km（84.1%）となっており、それぞれが役割を分担して管理しています。

一般国道のうち直接国が管理している区間は、国土全体の経済社会活動を支える広域的な幹線道路網となっており、管理延長では全体の 1.9%にすぎませんが、交通量では全体の 19%を担い、大型貨物車交通量は 30%に達し、まさに国民生活を支える人と物の移動に不可欠な大動脈となっています。

地球温暖化が原因といわれるゲリラ豪雨や毎年のように発生する台風による被害、近い将来に起こるといわれている東南海地震などが想定される中で、地域の住民の皆さんからは「防災は国の責任で」の声があがり、国による防災体制の強化が強く求められています。

また、国民の生活を支えるために造られた橋梁や下水道をはじめとする公共構造物の老朽化がすすみ、一斉に更新期を迎えようとしています。こうした公共構造物を維持管理する予算が削減され、老朽化による橋の落下や道路陥没、水道管の破裂など、国民の生活と生命に関わる重大な事態が発生してしまいます。こうした深刻な事態から国民生活を守るためにも、防災・生活関連公共事業を拡充することが重要です。

私たちは、憲法 25 条に規定された「生存権」は国の責任において実施すべきであり、ナショナルミニマムを担うべき国の責任と役割を放棄し、地方自治体に押しつけるべきではないと考えています。

国と地方がそれぞれの責任で、お互いが連携して安心・安全の国土をつくり、災害から国民の生命・財産を守ることが求められています。

琵琶湖河川事務所では、治水・利水・環境・利用の調和のとれた河川の保全と再生をめざして、次の事業を展開しています。

- ①瀬田川掘削や瀬田川洗堰操作などによる琵琶湖流域の浸水被害軽減
- ②瀬田川洗堰操作による淀川水系における安定的な水の利用
- ③水文観測や水質調査などによる琵琶湖流域の自然環境の対策
- ④堤防や構造物など河川管理施設の点検・整備による安心・安全な河川利用
- ⑤砂防施設の整備による山地からの土砂流出の防止

また、降雨時には淀川水系内の天ヶ瀬ダム、瀬田川洗堰、高山ダムをはじめとするダム群と連携し、淀川水系の効率的な流水管理に努めるなど、瀬田川沿川だけでなく琵琶湖・淀川流域の住民の生命と財産を守る重要な事業を行っています。

滋賀国道事務所では、一般国道1号及び161号の防災事業を含む整備事業を行っており、現在、161号西大津バイパス及び志賀バイパスの整備、大津市内の1号及び161号の歩道・自転車歩行者道の整備、交差点改良、自転車走行環境の整備、維持修繕事業や雪害対策を推進しており、大津地域の住民の生命と財産を守る重要な事業を行っています。

これらの事業は県や市町村に押しつけるべきものでなく、国の責任において行うべきものであり、引き続き国が整備・維持管理を行うことを求めるものです

請願項目

1. 公共事業予算を防災、生活関連、維持管理に重点配分するとともに、一級河川淀川水系及び一般国道1号、161号の防災事業を含む整備事業において、災害時でも迅速に対応できる体制を確立すること。
2. 一級河川淀川水系及び一般国道1号、161号の防災事業を含む整備事業を国の責任において実施すること。

その為、近畿地方整備局の地方出先機関を存続させること。

上記請願項目について国の関係機関に意見書の提出を求めるものである。

請願者：国土交通労働組合近畿建設支部 滋賀県協議会

米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択について

【紹介議員：共産党】

昨年1月に沖縄県の国道で米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に侵入し、19歳の日本人青年の軽自動車に正面衝突し死亡させる事件が発生しましたが、3月那覇地方検察庁沖縄支部は、自動車運転過失致死罪で送検されていた米軍属を「公務中」を理由に不起訴処分にしました。

また、一昨年9月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても、「公務中」を理由に米軍属は不起訴処分になっています。

このような米軍関係者による事故・事件において、それが「公務執行中」であれ、「公務外」であれ、罪を犯した関係者を、日本の法律で厳正に裁けるよう『日米地位協定』を抜本的に改正せよ」の声が、沖縄をはじめ全国で広がり、沖縄では県議会をはじめ33市町村議会で決議・意見書が採択されました。

それらの動きもあって、日米政府は昨年11月23日、「日米地位協定」の「運用改善」を合意し、那覇地検も米軍属を改めて起訴し、1月にその裁判が始まりました。

しかし、この「運用改善」なるものは、引き続き米軍属の第1次裁判権を米側がもつ構造を変えるものになっておらず、あくまで米側の恩恵的配慮で行なうということになっています。

この背景には、「日米地位協定」上の日本が第1次裁判権を有する「公務外」の米兵犯罪について、「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使するつもりがない」とする、1953年9月に日米間が交わした「密約」があります。

この「密約」については、昨年8月26日に外務省はその文書の存在を認めたものの、「これは当時の担当者の一方的、政策的発言にすぎず、米軍関係者も日本国民と同様の基準で公正に起訴され、裁かれている」旨の見解を示しました。

しかし日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によっても、2010年に起こった米兵・軍属・家族による犯罪の一般刑法犯（自動車による過失致死傷を除く）の起訴率は11.7%で、日本全体における起訴率42.2%に比べて極めて低い状況にあります。

このような政府の見解を許さず、米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」を、「日米間の密約」として認め、それを破棄しないかぎり、これまでと同様に不当な対応が続き、日本国民の人権が蹂躪され続けられます。

このことは、同じ「日米地位協定」の第2条-4-bにより、1年間に6週間、米軍基地になり、毎年のように日米合同演習が行なわれている饗庭野演習場を抱える滋賀県民にとっても切実で重要な問題です。

以上の趣旨により、米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」破棄と「日米地位協定」の見直しを求める意見書を関係大臣に提出されるよう請願します。

請願者：滋賀県平和委員会

「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提出を求めることについて

【紹介議員：共産党】

野田新政権は、2010年代半ばまでに消費税を段階的に引き上げ10%にする消費税増税法案を、今通常国会に提出しようとしています。これに対し今「こんなに暮らしが大変な時に増税は困る」「この不景気の時に10%なんてとんでもない」との不安の声が渦巻いています。その結果、マスコミの洪水のような「消費税の増税不可避」宣伝の中でも、世論調査では「社会保障財源としても消費税増税反対」が「賛成」を上回っています。「こんな時に消費税10%増税をすべきでない」は今や国民の声です。

貴議会においても「こんな時に消費税10%増税はすべきでない」との立場から、政府に意見書を提出して頂きたいと請願するものです。

その理由の第1は、「年収200万円以下」のワーキングプアが1000万人を超え、生活保護受給者数が過去最悪を記録し続けるなど、貧困と生活苦が益々深まっている時だからです。

第2は、消費税が3%から5%になった1997年は景気が上向いている時でしたが、増税後個人消費は落ち込み続け20年におよぶ不況になりました。今回は深刻な不況が続いている中での5%から10%への増税で、GDPの60%を占める個人消費が落ち込み大不況になることが必至だからです。また、大不況は税収の減収につながるからです。中学3年生の公民の教科書でも「デフレ不況からの脱出は税金を下げる」と教えています。

第3は、今でも苦難を強いられている東日本大震災で被災された方々にも容赦なくのしかかり、家や工場などを失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる過酷な税金になるからです。

第4は、消費税は5%の今でも価格に転嫁できない中小業者にとっては身銭を切って納税する過酷な税金になっており、近畿では税金滞納額の半分を消費税が占めているほどです。消費税10%が中小業者を一層の営業困難や廃業に追いやることは必至で、地域経済や地域社会の一層の疲弊につながるからです。

請願事項

「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書を地方自治法第99条の規定にもとづいて、関係省庁に提出されたい。

請願者：大津民主商工会

消費税によらない最低保障年金制度の創設を求めることについて

【紹介議員：共産党】

昨年4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上、たびたびの引き下げはあっても年金が引き上げられたことはありません。この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。「社会保障・税一体改革成案」にも「低所得者への加算」が打出されたように低所得高齢者の生活は厳しさを増しています。

格差と貧困の広がりを反映して、国民年金（1号被保険者）保険料納付率は下げ止まりしません。実質的な納付率は50%を割りこみ下がり続けています。将来の高齢者の無年金・低年金が懸念される状況です。

消費税は、食料をはじめ生活に欠かせないものにも課税され、低収入の人ほど負担の重い税金であり社会保障財源にふさわしくありません。

「社会保障・税一体改革成案」では、事実上当面棚上げされていますが、消費税によらない「最低保障年金」は喫緊の課題です。意見書採択をお願いするものです。

請願事項

財源を消費税に求めない最低保障年金制度の一日も早い実現を求める意見書を採択し、関係各機関に送付すること。

請願者：全日本年金者組合滋賀県本部 大津支部

無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3万3千円の支給を求めることについて

【紹介議員：共産党】

昨年4月から年金が0.4%引き下げられました。この10年以上、たびたびの引き下げはあっても年金が引き上げられたことはありません。

この間、年金課税は強められ、医療・介護保険料は上がり続けています。一人暮らし高齢者の生活は特に深刻です。「社会保障・税一体改革成案」にも「低所得者への加算」が打出されています。

「最低保障年金」の創設は喫緊の課題ですが、高齢者の生活実態は、その実現を待てない状況です。また、「社会保障・税一体改革成案」に骨格が示された「最低保障年金」は、現在の高齢者に適用するものではありません。「最低保障年金」が実現し適用されるまでの緊急措置が必要です。よって、意見書の採択をお願いするものです。

請願事項

「最低保障年金」実現までの救済策として、基礎年金国庫負担分3万3千円に満たない部分を無年金・低年金者に支給する措置を求める意見書を採択し、関係各機関に送付すること。

請願者：全日本年金者組合滋賀県本部 大津支部